



No.11

mi.ra.i.e

つなごう・未来へ

出版に働くものだからこそ、できること

2015年12月10日発行

編集・発行 出版労連（日本出版労働組合連合会）〒113-0033 東京都文京区本郷 4-37-18 いろは本郷ビル 2階

TEL 03-3816-2911 FAX 03-3816-2980 E-mail rouren@syuppan.net URL <http://www.syuppan.net/>

こんな世の中で大丈夫？



浮き彫りになった政権の本性

沖縄からの問いかけ

宮城 栄作（沖縄タイムス東京報道部）

こんな政府を“冠して”しまったわれわれは、一体、どこへたどり着くのだろうか…。深く暗い不安を感じている。

名護市辺野古の新基地建設をめぐる、政府と沖縄の間にえぐられた亀裂の深まりを目の当たりにしているからだけではない（亀裂は沈降し続けている）。

違憲が強く指摘される安保関連法の国会審議の途中、安倍晋三首相の側近が「法的安定性は関係ない」と発言し、大問題になったことは記憶に新しい。

法治国家、その中で生活する国民にとって、法的安定性が保証されないことほど、不穏、不安なことはないだろう。それを政権中枢の国会議員が言うのだから、沙汰の限りと断じるのは至極当然である。

言語道断のことが、まかり通ってしまっ

ている。「こんな政府」と冒頭に記したのは、こと安全保障に関われば、法的安定性はすっ飛ばしていいとの本音を隠そうともしない、かなり危うい政府の体質をさしている。

新基地建設問題で、翁長雄志沖縄県知事は10月、前知事が認めた辺野古の埋め立て承認を取り消した。政府は国土交通相に対し、取り消しが「違法」として不服審査請求と、審査結果が出るまで取り消しの効力を止める執行停止を申し立てた。

この請求、申し立ては、行政法研究者、弁護士会など法律専門家から不適法との批判が相次いだ。それは、根拠法が国民の権利利益救済を目的としており、基本的に行政機関が活用できないからである。

それでも同じ内閣の一員である国交相は執行停止を認め、国は辺野古での作業を再開し

た。「できない」ことを「できる」と強弁し、法の抜け道を強引に作って、政権の意思を貫き通したことになる。

ある時は国、都合が悪くなれば一般国民と同様と立場を使い分けて、公正さを欠く身内の判断を経て作業を強行する。集团的自衛権の行使容認の閣議決定や安保関連法同様、法の恣意的解釈でゴリ押しする姿は、法的安定性の尊重の意思がない証左であろう。

さらに知事の判断を、今度は国の立場で取り消せる代執行の手続きも進めている。一連の政府の対抗策は明らかに矛盾するが、記者会見で指摘しても、専門家が批判しても、全く聞く耳を持たない。「その見解はあたらな

い」と議論を閉ざしてしまうのである。政府首脳が繰り返す「わが国は法治国家」の言葉が、これほど信頼できない現状は異常と感じている。積み上げてきた常識を覆し、民意に耳を傾けない政権、国と国民の関係は、制御不能な危険な状況に入っていると言って

も誇張ではないだろう。

名状しがたい不安を膨らませるのは、政権のなりふり構わない強硬姿勢だけではない。政府のこの姿勢が、世論に受け入れられている雰囲気、意識的でなくとも無関心の結果、受容の外形を整え、為政者の「自信」につながっているという懸念である。

政府首脳が面前で吐いたフレーズを思い起こす。「国民は半年もすれば忘れる」。世論調査で、辺野古や安保法をめぐる政府批判が強い時期だった。国民の疑問や反論は、紙切れ以下の軽さでしかとらえられていない。

首脳発言には反発するが、懸念も吐露せざるを得ない。県外で辺野古問題が忘れられないか、あきらめられないか、消極的でも政府支持に変わらないかとも…。

為政者の本質は露見した。今のターゲットは沖縄でも、次は…。沖縄の現状から問題を普遍化して伝え、共感を得られるか。メディアは問われていよう。

戦争はさせない

— デモと言論の力

鎌田 慧 著



価格 1800 円＋税
発行 岩波書店
東京都千代田区一ツ橋 2-5-5
03-5210-4000 (番号案内)

今年の長い夏、どれだけ鎌田慧さんの声を国会前で聞いただろう。国会前だけではない。ある時は川内原発前で、ある時は京都で、ある時は青森で……。

労働・原発・冤罪・沖縄などを長く取材してきたルポライターが、いま、書いて知らせるだけでなく、「さようなら原発」「戦争をさせない 1000 人委員会」などの運動を呼びかけ、一人ひとりの声があつまる「広場」をつくり、権力の横暴に対抗しようとしている。

本書は、その闘いの渦中で生まれた。安倍首相の本質をえぐる「戦争しか見えない一本道政治家」「安倍政権下、攻勢に曝される報道」「広場と民主主義——戦争をさせない闘いの記録」「沖縄で出会ったひとたち」……。書き下ろしに加え、巻末に「さようなら原発」「さようなら戦争」の記録年表も付す。

本書はまた、「いのち」へのエールでもある。



マイナンバー（共通番号）制度を問う！

白石 孝（共通番号知らないネット世話人）

2015年10月5日、住民登録をしているすべての人に12桁の個人番号が付番された。2002年から開始された住基ネットですでに11桁の住民票コードが付けられているが、そこから組成する新たな番号だ。何故二重に番号を付けなければいけないのか、屋上屋を重ねる制度と言わざるを得ない。

国が国民や在住外国人に番号を付ける制度は各国に大なり小なりあるが、番号と身分証（カード）という本来別の仕組みをどう組み合わせ使うのか国ごとに異なる。

住民登録に番号を付けているのが日本をはじめ韓国やスウェーデンなどだ。それ以外に税番号（ドイツ、オーストラリア）、社会保障番号（アメリカ、カナダ）のほか保険番号という国もある。この中で、住民登録番号制度は、登録者にはもれなく番号が付き、生涯変わらないという国が多い。ただの番号だけでは大きな問題が起こるわけではないが、生涯変わらない番号をどの分野で利用するのか、そこに違いが出てくる。公的分野に限定して使用する場合には、問題なしとは言えないが、大きな問題は起こりにくい。

住基ネットは、見せない番号で、本人の意思で変更もでき、利用分野は法律・条例で定めた公的分野に限っていることで、住基カードの偽造、変造や、関係職員が盗み見たり身元調査で売ったりしたことはあるものの、住民票コードという番号そのものの悪用例はない。何故なら住民票コードで紐づけられる個人情報に住民登録情報などに限定されていて、利用価値がそれほど高くないからだ。

ところが、マイナンバー制度では、番号は暮らしや労働の各場面で見せることになり、原則生涯変わらない、そして民間分野での利用にも法改定して踏み込んだ。今後も利用分野の拡大（預金情報・健康情報等）が予定されている。そうすると、個人番号と名前が入った個人情報デ

ータベースが、各所で作られることになり、個々バラバラに流出しても、個人番号によって紐づけられることになる。個人番号の利用価値が高まり、流出に繋がっていく。韓国では、2014年1月には約1億人分のクレジット口座情報が下請けのセキュリティ担当者によって販売され、振りこめ詐欺などに悪用される被害が続出している。

個人番号カードは、スタート時点では任意取得で、内容も住基カードと同様本人確認のために利用する以外なく、運転免許証などと比し利用価値は低い。ところが、政府、自民党は2016年1月から17年3月の1年3か月で1500万枚、19年3月時には8700万枚を交付するとしている。また、カードのICチップ内に顔写真データなど生体情報を記録し、顔認証システムが導入される方針だ。そうすると、カード所持の義務化が浮上してくるだろう。

おりしもフランスでのテロ事件などで、2020年東京オリンピックを安全安心に開催しようと政府や東京都は強調、入場者や沿道観戦者の本人確認をカードやカメラで行うことが想定される。つまり、個人番号カードの性格が変わり、管理や監視のツールにされることになる。

見てきたように、番号は財産的被害に、カードは市民の管理や監視に使われる可能性が高まってきた。制度導入の効果を各種手続きの際に住民票添付などが省略できる、行政が効率化されると喧伝されているが、政府と自治体で5000～6000億円の税金を使うほどのメリットはあるのか。民間市場は3兆円規模と言われ、儲かる関連企業と負担を強いられる事業者とに色分けされる。便乗商法も多く見かけるようになった。この制度の本当の狙いは「課税と徴税の適正化」だ。中間層や貧困層からさらに徹底して税金を集めることになるが、そういった目的はぼかし、あたかも便利なようにごまかすことをくり返している。民主政治とは程遠いこと著しい。



正社員を派遣に替える「回転ドア」

北 健一（ジャーナリスト、出版労連書記次長）

派遣・請負労働者の直面する苦境を象徴するような判決が、2015年11月11日、東京高裁（浜秀樹裁判長）で言い渡された。

大日本印刷子会社・DNP ファインらによる二重偽装請負・解雇について争われてきた事件の判決は、原告（控訴人）橋場恒幸さん敗訴だったが、注目されたのはその理由だ。浜裁判長は判決で、一審が認定した職業安定法44条違反（偽装請負）と労働基準法6条違反（中間搾取）を全否定したからである。

偽装請負があったと認めながら、地位確認も損害賠償も否定した一審に対しては、「違法やり得」を認めるのか、との批判があった。ところが浜裁判長は、「違法の事実」を判決から消すことで、権利主張の根拠を奪った。

11月19日、東京都内で開かれたDNP ファイン争議を勝たせる会の総会では、金子直樹弁護士が「司法への信頼を根底から覆す判決」、共同通信記者として裁判取材経験もある新崎盛吾・新聞労連委員長も「結論ありきだったとしか思えない」と批判した。かつて偽装請負争議の当該だった民放労連の安部昌男副委員長は「判決は人間として許されない。声を上げにくい人たちの先頭でたたかう橋場さんを支援したい」と語ったが、同感だ。

橋場さんのケースが偽装請負にあたることは、埼玉労働局の調査や、5年を超える審理にもとづいて出されたさいたま地裁判決から明らかだ。東京高裁が、審理さえ尽くさず「不意打ち」で事実の評価を180度曲げたことは、「裁判を受ける権利」の侵害にあたると思えてならない。

立法に目を転じよう。

「戦争法案」(安保法制)に揺れた2015年の通常国会では、当事者の声を無視して労働者派遣法が「改正」され、人さえ取り替えれば、期間制限なく派遣を使えるようになった。

今後何が起きるか。その先例がドイツだ。

ドイツでは2003年改正で、日本の2015年改正と同様、派遣の期間制限を取り払った。その結果、正社員が派遣に置き換えられた。

有名なのがドラッグストアチェーン、シュレッカー社だ。同社は多くの店を閉じ4300人も社員を解雇した。働き続けたい場合には派遣会社と契約し、そこから新規オープンした大型店舗に派遣されたが、賃金は半分になった。

よく似た不条理は、日本でも始まっている。半導体大手ルネサスでは、「あなたの仕事はない」と言われリストラされた社員が派遣会社に再就職すると、「いい仕事がある」と元の職場に派遣される。仕事は同じで賃金は安い。こんなふざけた話も、そうそうない。

正社員から派遣への置き換えは「回転ドア」と呼ばれ、ドイツで批判的になった。最近視察に行った山井和則衆議院議員は、派遣期間の上限撤廃は失敗だったと、「ドイツでは結論が出ていました」と話す（『労働情報』923号）。ドイツの無期限の派遣はすでに違法で、2016年の改正で「上限18か月」となる見込みだ。

先にふれた集会で、橋場恒幸さんは、「非正規は権利を言うな、というような判決に尻込みしたら他の人にも迷惑がかかる。必ず解決したい」と噛み締めるように語った。

橋場さんに限らず、私が取材で会った当事者たちはみんな職を失い、司法にも突き放された。立ちはだかる壁は、高くて厚い。

だが、このままではいけない。どの人も尊厳をもって生きる。流した汗が報われる。そうした明日にするためには、シュレッカー社やルネサス、DNPのような「企業の罪」と、それを助長させる者たちへの追及を止めるわけにはいかない。壁を崩すその日まで。



教育はどう変えられ、 また変えられようとしているのか

吉田 典裕 (出版労連 教科書対策部事務局長)

財界の要求に応える教育「改革」

現在進められている教育「改革」には二つの背景があります。一つは大企業・財界の要求です。1995年に公表された日本経営者連盟（日経連、当時）の提言「新時代における日本の経営のあり方」以来、財界は非正規雇用労働者を生み出す一方、世界規模の企業間競争を勝ち抜くための人材を求めてきました。

この両方の人材をつくるためには、教育のあり方を大きく変える必要がありました。つまり、ごく一握りの、英語と理数系に強い、企業運営の中心を担うエリートと、他方で「実直な精神だけを身につければよい」（三浦朱門）とされた非正規雇用労働者の育成のための教育課程、一言でいえば格差をつけた教育課程を実現する必要があったということです。そのためには、戦後の教育改革で実現した小・中・高・大という単線的な教育課程は邪魔者です。

そこで教育課程を複線的に改変し、子どもたちを選別するというのが、この間進められてきた教育「改革」のねらいです。中等教育学校（中高一貫校）を新設する、理数系を特段重視した教育課程を持つスーパーサイエンスハイスクールやグローバルリーダーを育成するというスーパーグローバルハイスクールといったいわば教育「特区」を設けるなど、この間進められてきた施策は「新自由主義的教育改革」といえます。

復古主義的教育「改革」

もう一つの背景は、安倍晋三首相やその「お友だち」の復古主義的な要求です。私たち出版産業に働く者にとって、その最も身近な表れが教科書攻撃の激化です。現在の教科書攻撃自体は安倍政権以前から行われてきましたが、第二次安倍政権以後の激化は、この攻撃が新たな段階に入った観があります。

安倍首相だけではありませんが、日本の支配層は、教科書を国の考えを子どもたちに植えつけるためのメディアととらえています。実はこれは戦前から変わっていません。そこで復古主義的要求の実現にとっても教科書は不可欠のツールと位置づけられます。このような中で、文科省は「教科外活動」とされてきた道徳を「特別の教科 道徳」として「教科」にしようとしています（詳しくは『教科書レポート』2015年版をご覧ください）。

道徳の教科化と教科書の役割

文部科学省は「教科」を明確に定義しているわけではありませんが、「教科」には検定教科書が必要だと主張しています。

教科化に先立って、文科省は「国定副教材」ともいうべき『心のノート』とその改訂版『私たちの道徳』を刊行し、国・公・私立の全義務教育諸学校（小・中・中等教育学校・特別支援学校）に配付し、使用するよう求めています。その基調は「法やきまりを守れ」と「自己責任」です。「法」をスポーツのルールのような「決まり」と同一視し、法の内容を批判したり疑ったりする理性は決して育成させないわけです。

これは非正規雇用労働者に自らの境遇を「自己責任」として諦めさせ、争議など起こさせないメンタリティを養成することにつながります。他方でこれは、上官の命令への絶対服従を求める軍隊の原則にもつながります。財界の新自由主義的教育改革と安倍首相が進める「戦争する国」づくりの両者にとって、教育「改革」は不可欠の要素であるといえます。「戦争する国」のハードウェア（兵器体系）、システム（法制度）と並ぶ不可欠のソフトウェアとしての武力行使をいとわない国民づくりが、道徳の教科化の最大の課題といえるでしょう。



表現の自由と知る権利はどうなる？

前田 能成（「特定秘密保護法」廃止特別委員会）

先の通常国会での安全保障関連法案審議で、中谷防衛大臣が「対処基本方針を作成する際の事態の認定の前提となった事実等に特定秘密が含まれる場合がある」「情報を整理するなどして、特定秘密にかからないように事態認定の根拠を示す」などと答弁しています。

つまり、戦争法によって集団的自衛権を行使する際に、事態対処法で原則国会承認が必要となる場面においても、「特定秘密に触れるので詳細は国会にも知らせない」ということです。戦争法は特定秘密保護法で補強されていることが明白です。

戦争が始まるかもしれないという事態になっても、特定秘密保護法という壁によって、主権者である私たちがその危機を知ることができない、つまり知る権利を侵害されていることとなります。これは大きな問題です。では、どうすればよいのでしょうか。

特定秘密保護法について、少し整理をしてみたいと思います。特定秘密保護法は、特定秘密を取り扱う人に対して人権侵害ともいえる適性評価を行って選別をしたり、特定秘密の漏洩に対して重度の刑罰を科したりしています。また、特定秘密を知ろう、探ろうとする人に対しても、重度の刑罰を科しています。このような適性評価や漏洩・取得に対する刑罰は大きな問題ですが、秘密指定による情報管理の仕組みについては、これまで存在していた法律に広く網をかけたものと考えられます。つまり私たちが、これまでの法律を熟知し、委縮せずに特定秘密保護法に対抗していけば、その影響力を弱め、やり方によっては特定秘密保護法を廃止に持っていくことができるかもしれないのです。

日本には「情報公開法」と「公文書管理法」があります。行政文書は公文書管理法によって分類・整理し保管することが義務づけられ

ています。それは、特定秘密が記録された文書も同様です。また、情報公開法によって、行政文書の公開を求めることができます。制限はありますが、情報公開請求の仕方によっては特定秘密の周囲にある情報を公開させ、特定秘密をあぶり出すことが可能になります。

現在、公文書管理法の見直しが行われています。同法の附則には検討事項として、行政文書だけではなく国会や裁判所の文書管理の在り方の検討が明記されています。国会の文書も公文書管理法で管理できるようになれば、情報監視審査会の議事の記録も公文書として残ることになります。情報監視審査会でどのような議論が交わされ、特定秘密の監視が行われたのか、いずれ明らかになるという条件が生まれれば、各委員に対するプレッシャーになるのではないのでしょうか。

このように、知る権利を積極的に行使して、特定秘密保護法に対抗していくことが大事だと思います。それは、表現の自由についても同じです。

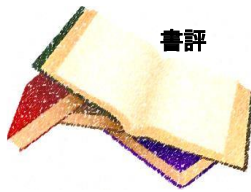
甲南大学名誉教授の齊藤豊治さんから、次のような貴重なアドバイスをいただきました。

「特定秘密を暴き報道したジャーナリストが不正取得などで逮捕された時に、弁護人がそのジャーナリストから特定秘密を聞き出し、弁護のために法廷で明らかにしても、弁護士としての正当業務行為なので処罰されない。法廷で闘えるのだから、弁護士もジャーナリストも萎縮・自粛するな」

特定秘密保護法によって私たちの表現の自由や知る権利は、これまでよりも確かに制限されるようになったと思います。でも、他の法律を活用して対抗することも可能なのです。

私たち出版産業で働く者にとって、表現の自由と知る権利は「命」です。

闘いはこれからです。



書評

『原発訴訟が社会を変える』

河合弘之 著 2015年9月 740円+税 集英社新書

脱原発弁護団全国連絡会共同代表で、大飯・高浜原発差止仮処分弁護団共同代表である河合弁護士が、「日本と原発」の映画に続いて「脱原発」を闘うためのツールとしてこの本を出しました。読者に原発の真実と再稼働をさせない方法や、闘い方について、わかりやすく実際の議論にも上手に使えるように教えてくれます。原発を止める「法廷闘争」の有効性を解説しています。東日本大震災以降、裁判官も多くの市民も大きく変わりました。自然エネルギーは安全で環境に良くて、

確実に経済的利益が見込めることがわかりました。将来を展望して、社会を変える。裁判闘争はその重要な部分です。高浜原発3号機4号機差止仮処分の勝利命令は画期的で、その背景や戦術は、読んでいて裏側も覗けて痛快です。また、映画「日本と原発」の製作過程や資料や撮影秘話もたいへん興味深く、詳しく掲載されています。未来が開けてくるような、これまでにない、本当にオススメの本です。
(小川富弘)



もんじゅくんの嘆き

風評被害ってなんだ？

片山 紀彦（福島県自然保護協会、音楽家 大沼郡会津美里町在住）

「のりぼーさん、この虫なんていうの？」

「それはね、ザトウムシっていうんだ。よく見つけたね！」

「これは何？」

「それはコナラっていう樹の赤ちゃんだ。見上げてごらん、その樹がお母さんだよ」

…ふかふかの落ち葉の森に子どもたちと一緒に寝転び、そんな楽しいやり取りをするのが私の大切な仕事の一つ。しかし、そのライフワークとライフワークを共にする浜通りの仲間をフクシマ原発事故が奪った。

「会津なら線量は低いし大丈夫でしょう？」

そう言う人もいるが、わずかな線量であれ放射性物質による子どもたちの身体への影響を考えると、あの日々のように何も考えず森に寝転ぶことができなくなってしまった。自然界の生命の営みにふれる感動と喜びを、分かち合うことができなくなってしまった。

ところで「風評被害」とはなんなのか。風評被害とは本来「根拠のない噂のために受ける被害」を意味する言葉のはずだ。

風評被害を口にする人たちに言いたい。もしもあなたの屋敷や家屋に、毒物や毒薬が撒かれたとしたらどうだろう？ たとえそれがどんなに薄めてあっても、どんなに微量であっても、本来あなたが必要としない毒物が撒かれればそれは「実被害」なのではないのか。そしてそれは立派な犯罪行為なのではないのか…と。

フクシマのみならず、あちらこちらにバラ撒かれた放射性物質で森も山も川も、そして海も汚され、そこに生きる何の罪もないたくさんの生きものたちの生命が今なお冒され続けている。その因果応報は必ず人間界にも巡って来る。残念なことにそのカルマから、誰も逃れることはできない。

🌸 編集後記 🌸

「世の中、一体どうなってんだ!？」という怒りが充満した号になりました★宮城さんは「こんな政府を“冠して”しまったわれわれ」と自らを規定したうえで、「政府の姿勢が…受け入れられている雰囲気」の不気味さを指摘し、グラグラする不安定さの根拠について考えようと問いかけています。白石さんは共通番号制をテーマに、「民主政治とは程遠い」アベ政治の本質は<ゴマカシの政治>と断罪しています。出版労連の北さんは、人が人として生きていくことさえできない不条理を説き、吉田さんは教育の政治利用の問題点を暴き、前田さんは知る権利を武器に特定秘密保護法に抗っていきこうと呼びかけます。ヒューマニズム溢れる執筆陣の心が伝わってくる論考ばかりです★言葉の力を信じて小さな力で編んでいる「mi・ra・i・e」です。2015年を閉じる号として「こんな世の中で大丈夫？」と投げかけてみました。大丈夫じゃないとしたら、どうするか!? 本号の問いかけへの答は、したたかな組織づくりのなかで創りたいものです。安保法施行を来春3月29日にするとのこと、急がば回ろう。(h)